民法　司法令４－３４　肢イ

第１　肢の結論

誤っている。

第２　相続開始後に認知された際の遺産分割の効力

１．問題の所在

相続開始後にＡの子と認知されたＢが遺産分割を請求した。もっとも，他の相続人が既に遺産分割を行っていた（９０７条）。この場合，遺産分割の効力はどうなるのか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

遺産分割の効力は，失われない。認知されたBは，価格の支払い請求を有するにとどまる（９１０条）。したがって，遺産分割は，効力が失うとする肢は誤り。

（２）理由

確かに，遺産分割は，共同相続人全員で行う必要がある。認知がされると，遡及的に親子関係が発生し，相続人となる（７７９条，７８４条，８８７条１項）。

したがって，認知される前に行われた遺産分割は，共同相続人全員で行われたものではないとして，無効となり再分割をすべきとも思える。

しかし，不都合である。認知は，死後，相当な期間が経過された後に，行われる可能性もある（７８７条，死後認知は，３年間訴え提起可）。そこで，常に，共同相続人全員で，行われないとして，分割手続をやり直さなければいけないとするのは，法的安定性を図る上で問題である。

そこで，本件のような場合，遺産分割の効力は，失われないとした。

なお，認知された者が，なんら救済されないのも不当である。そこで，法は，９１０条で価格請求を認めた。これにより，法的安定性を維持しつつ，認知された者の救済も一定程度，図られると考える。

以上